

## (公社) 神奈川県栄養士会ホームページ広告取扱要領

### (目的)

第1条 (公社) 神奈川県栄養士会ホームページに賛助会員のバナー広告(申込者ホームページへのリンク付き)(以下「広告」という)掲載要綱に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、以下の各条の事項に留意しなければならない。

### (禁止事項)

第2条 次の表現を含んだ広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりする恐れがあるため、禁止する。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス(入力できるように見えるもの)
- (5) プルダウンメニュー(下肢選択があるように見えるもの)

### (GIFアニメ)

第3条 GIFアニメを用いる場合は、ユーザーに不快感を与えないようにするため、次のとおりとする。

- (1) コントラストの強い画面の反転表紙が継続するものは禁止する。
- (2) 画面の大部分の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔を2秒以上とする。
- (3) その他画面が点滅するものは、点滅間隔を100分の40秒以上とする。

### (会ホームページとの区別)

第4条 次の表現については、ユーザーが会ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止する。

- (1) 会ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの。
- (2) 「お年寄りのための施設ガイド」「教育相談」など会運営を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、ユーザーが会事業であると錯誤しやすいもの。

### (色調)

第5条 文字色と背景色のコントラスト(明度差)は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。

### (解像度)

第6条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成19年11月17日から施行する。

(施行期日)

1 この改正要領は、平成23年5月1日から施行する。

(施行期日)

1 この改正要領は、平成25年5月1日から施行する。